

生駒市規則第9号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「SDGs連携推進係 低炭素まちづくり推進係」を「SDGs推進係 低炭素まちづくり推進係 公民連携係」に、「商工係」を「産業振興係 企業立地雇用係」に、「人権施策係」を「人権施策係 国際化推進係」に、「地域包括ケア推進課 予防推進係 包括ケア推進係 基幹型地域包括支援センター係」を「地域包括ケア推進課 予防推進係 包括ケア推進係 基幹型地域共生サミット推進室 推進係 地域包括支援センター係」に改める。

第10条の2の3スマートシティ推進係の項第3号を削る。

第10条の3SDGs連携推進係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項をSDGs推進係の項とし、同条に次の1項を加える。

公民連携係

(1) 公民連携の推進に係る企画及び調整に関すること(他課の所管に係るものを除く。)

(2) 奈良先端科学技術大学院大学との連携に関すること。

第10条の5商工係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第

3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 中小企業の経営の安定及び成長支援に関すること。

第10条の5商工系の項中第7号から第11号までを削り、第12号を第6号とし、第13号を第7号とし、第14号を削り、第15号を第8号とし、同項を産業振興系の項とし、同条に次の1項を加える。

企業立地雇用係

- (1) 工業の振興に関すること。
- (2) 企業等の誘致に関すること。
- (3) 企業等の立地に関すること。
- (4) 企業立地等の促進に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 中小企業の金融対策に関すること。
- (6) 雇用対策に関すること。
- (7) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関すること（
他課の所管に係るものを除く。）。

第10条の6観光系の項に次の2号を加える。

- (5) 伝統産業工芸品の保護及び振興に関すること。
- (6) 地域資源を活用した商業エリアの活性化に関すること。

第15条人権施策系の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

- (14) 課の庶務に関すること。

第15条に次の1項を加える。

国際化推進係

- (1) 国際化及び国際交流に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 多文化共生の推進に係る企画及び調整に関すること。

第 22 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第 22 条の 3 地域包括ケア推進課地域共生サミット推進室が分掌する事務は、次のとおりとする。

推進係

(1) 地域共生社会推進全国サミットに関すること。

第 29 条国保係の項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 国民健康保険等の保健事業に関すること。

第 37 条開発指導係の項第 3 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第 44 条の 2 第 2 項中「特定の事項」を「専門的事項」に改める。

第 46 条の見出し及び同条第 1 項中「課課長」の次に「又は企画官」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 企画官は、上司の命を受け、その属する課の専門的事項を処理し、所属職員を指揮監督する。

第 47 条第 2 項中「及び課課長」を「、課課長及び企画官」に改める。

第 50 条第 4 項中「課課長が」を「課課長又は企画官が」に、「及び課課長ともに」を「課課長及び企画官いずれも」に改める。

第 52 条第 1 項中「副市長」の次に「、特命監」を、「部長」の次に「、参事」を、「課課長」の次に「、企画官」を加える。

(生駒市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第 2 条 生駒市職員の職の設置に関する規則（昭和 56 年 7 月生駒市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「課課長」の次に「、企画官」を加える。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第3条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項に後段として次のように加える。

この場合において、同表の複数の項に該当する職を兼ねる職員については、当該複数の項のうち支給額が最も大きいものとなる項に掲げる額を管理職手当として支給するものとする。

第5条の5第1項の表の2の項中「市長事務部局の」の次に「参事、」を加え、同表の3の項中「市長事務部局の参事及び」を「市長事務部局の」に改め、同表の5の項中「商工観光課の室長」の次に「、地域包括ケア推進課の室長」を加え、「園長（職務の級が6級の者に限る。）及び」を削り、同項を同表の6の項とし、同表の4の項中「、保育所の園長（職務の級が7級の者に限る。）」を「及び企画官（前項に該当する者を除く。）」に、「、幼保こども園課の指導主事、幼稚園の園長（職務の級が7級の者に限る。）」を「（前項に該当する者を除く。）」に改め、同項を同表の5の項とし、同表の3の項の次に次の1項を加える。

4	市長事務部局の課課長及び企画官（これらの職と消費生活センターの所長、市民活動推進センターの所長、人権文化センターの所長、男女共同参画プラザの所長、清掃リレーセンターの所長、花のまちづくりセンターの所長又は竜田川浄化センターの所長の職を兼ねる者に限る。）、保育所の園長、教育委員会事務局の課課長（学校給食センターの所長又は図書館の分館長若しくは室長の職を兼ねる者に限る。）、幼保こども園課の指導主事、幼稚園の園長	70,000円
---	---	---------

（生駒市会計規則の一部改正）

第4条 生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長事務部局の課長、課課長」の次に「、企画官」を加える。

別表第1中

地域包括ケア 推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

地域包括ケア 推進課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	に
	所管に係る物品の出納保管	—	
地域共生サミ ット推進室長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	」
	所管に係る物品の出納保管	—	

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中生駒市行政組織規則第37条開発指導係の項第3号の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。